

## 道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない 場合の目安となる考え方について

令和8年5月14日

市民生活部交通政策課

### 1 概 要

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について（令和7年6月30日付け事務連絡・国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）で定める「軽微な事案」に該当する事案について、日高市地域公共交通協議会運賃協議部会での取扱いを検討する。

### 2 背 景

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、法第9条第4項の規定により、日高市では法定協議会の下部組織として運賃協議部会を設置した。

国土交通省から同法に基づく運賃協議に係る会議等の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方が示された。

### 3 軽微な事案の考え方

開催を要しない「軽微な事案」として、以下に掲げる事案を対象としたい。

- （1）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く）でも、運賃額に変更がない場合
- （2）毎年イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- （3）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- （4）運賃額に変更がなく、新たな決済手段を追加する場合

### 4 対象路線

日高市内の路線のうち、運賃協議が必要となるものの全て

### 5 今後の流れ

5月14日 第10回交通戦略部会での意見交換

5月下旬 運賃協議部会での協議（書面对応）

6 月上旬 日高市地域公共交通協議会運賃協議部会規程の改正

※「軽微な事案」に該当する事案を追記

6 月 25 日 第 12 回地域公共交通協議会への報告

事務連絡

令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2.により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上